

平成26年第1回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成26年2月10日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 原 田 健 資	2番 檜 原 伸
3番 藤 川 豊 治	4番 森 本 節 弘
5番 江 澤 信 明	6番 正 木 文 男
7番 笠 井 高 章	8番 松 永 涉
9番 吉 田 正	10番 檜 原 賢 二
11番 木 村 松 雄	12番 阿 部 雅 志
13番 岩 本 雅 雄	14番 池 光 正 男
15番 出 口 治 男	16番 香 西 和 好
17番 原 田 定 信	18番 三 浦 三 一
19番 稲 岡 正 一	20番 吉 川 精 二

欠席議員（なし）

会議録署名議員

13番 岩 本 雅 雄	14番 池 光 正 男
-------------	-------------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市 長 野 崎 國 勝	副 市 長 黒 石 康 夫
政 策 監 藤 井 正 助	教 育 長 坂 東 英 司
総 務 部 長 井 内 俊 助	市 民 部 長 石 川 春 義
健康福祉部長 林 正 二	産 業 経 済 部 長 天 満 仁
建 設 部 長 田 村 豊	庁 舎 建 設 局 長 出 口 芳 博
教 育 次 長 新 居 正 和	総 務 部 次 長 坂 東 重 夫
総 務 部 次 長 吉 田 一 夫	市 民 部 次 長 瀬 尾 勇 雄
健康福祉部次長 川 井 剛	産 業 経 済 部 次 長 宮 本 哲 男
建 設 部 次 長 友 行 義 博	吉 野 支 所 長 坂 東 広 隆
土 成 支 所 長 今 井 和 美	市 場 支 所 長 森 本 修 次
会 計 管 理 者 町 田 寿 人	財 政 課 長 妹 尾 明
水 道 課 長 大 川 広 幸	農 業 委 員 会 局 長 前 田 晋 志

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 姫 田 均

事務局長補佐 成 谷 史 代

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 行政報告

日程第 4 議案第 1 号 平成 2 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）について

日程第 5 議案第 2 号 平成 2 5 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 6 議案第 3 号 平成 2 5 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 7 議案第 4 号 平成 2 6 年度阿波市一般会計予算について

日程第 8 議案第 5 号 平成 2 6 年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 9 議案第 6 号 平成 2 6 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 1 0 議案第 7 号 平成 2 6 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 1 1 議案第 8 号 平成 2 6 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 1 2 議案第 9 号 平成 2 6 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第 1 3 議案第 1 0 号 平成 2 6 年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第 1 4 議案第 1 1 号 平成 2 6 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について

日程第 1 5 議案第 1 2 号 平成 2 6 年度阿波市水道事業会計予算について

日程第 1 6 議案第 1 3 号 阿波市役所の位置を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 7 議案第 1 4 号 阿波市交流防災拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 1 8 議案第 1 5 号 阿波市行政組織の再編成に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 日程第 19 議案第 16 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 17 号 阿波市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 18 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 19 号 阿波市税条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 20 号 阿波市金清自然環境活用センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第 24 議案第 21 号 阿波市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について
- 日程第 25 議案第 22 号 阿波市学校給食センター条例の制定について
- 日程第 26 議案第 23 号 阿波市社会教育委員に関する条例の一部改正について
- 日程第 27 議案第 24 号 阿波市一条地区幼保連携施設新築工事請負契約の締結について
- 日程第 28 議案第 25 号 阿波市新庁舎及び交流防災拠点施設建設工事変更請負契約の締結について
- 日程第 29 議案第 26 号 阿波市学校給食センター建設工事変更請負契約の締結について
- 日程第 30 議案第 27 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 31 議案第 28 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 32 議案第 29 号 徳島中央広域連合規約の変更について

午前10時00分 開会

○議長（出口治男君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

ただいまから平成26年第1回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長関係会議の概要を報告申し上げます。

去る2月4日、東京都市センターホテルにおいて全国市議会議長会第107回議員共済会代議員会が開催され、笠井副議長と出席いたしました。代議員会では、平成25年度上半期経理状況及び監査結果並びに平成26年度事業計画及び予算案についてと地方議会議員の被用者年金制度への加入要望案について審議いたしました。

次に、組合議会関係についてご報告申し上げます。

昨年12月26日に徳島中央広域連合議会定例会が開催され、関係議員とともに出席いたしました。

次に、各種会合についてご報告申し上げます。

本年1月2日に平成26年阿波市成人式、1月3日に徳島駅伝阿波市選手団出陣式及び4日から6日までの3日間、市長、教育長とともに応援に参りました。6日には解団式もあり出席いたしました。今回、阿波市は12位と前回より1つ順位を落としましたが、選手の皆さんの健闘には目をみはるものがありました。

1月7日には徳島中央広域連合消防出初め式、1月12日には阿波市消防団出初め式、1月17日には阿波市商工会新年祝賀会、また1月28日には四国土砂防災ネットワーク議員連盟徳島県内関係市町村研修会にも出席いたしました。

その他といたしましては、1月24日に市場小学校において学校給食試食会があり、議員の皆さんと出席しております。

以上の件の詳細につきましては、議会事務局に關係書類を保管していますので、ご高覧ください。

次に、監査委員から、平成25年11月、12月、平成26年1月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長宛てに提出されております。關係書類を議会事務局に保管していますので、ご高覧ください。

次に、教育委員会から、平成24年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行

の状況についての点検及び評価に関する報告の提出があり、お手元に配付しております。  
詳細につきましては、事務局に保管してありますので、ご高覧ください。

次に、市長から、お手元に配付のとおり議案等の提出通知がありましたので、ご報告しておきます。

諸般の報告は以上のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（出口治男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番岩本雅雄君、14番池光正男君の両名を指名いたします。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定について

○議長（出口治男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、2月3日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

吉田議会運営委員長。

○議会運営委員長（吉田 正君） おはようございます。

ただいま議長より指名がありましたので、議会運営委員会の協議の結果についてを報告申し上げます。

平成26年第1回阿波市議会定例会運営協議のため、2月3日午前10時から第1委員会室において、正副議長及び委員7名、理事者側から市長、副市長、政策監、総務部長ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日2月10日月曜日から3月3日月曜日までの22日間に決定をいたしました。

なお、議事日程については、既に配付してあります日割り表のとおり、本日は行政報告、提出議案の説明を予定しております。午後1時から全員協議会が予定されております。

2月19日水曜日の本会議は、午前10時に開会いたしまして代表質問、一般質問を予

定しております。2月20日木曜日も午前10時に開会し一般質問、2月21日金曜日も午前10時に開会、一般質問、その後議案に対しての質疑、各委員会への付託を予定しております。

次に、2月24日月曜日午前10時から総務常任委員会、2月25日火曜日午前10時から文教厚生常任委員会、2月26日水曜日午前10時から産業建設常任委員会、午後3時からは全員協議会を予定しております。

次に、3月3日月曜日午前10時から本会議を開会し、各常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定しております。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告書の締め切りは、2月12日水曜日の正午となっております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をお願い申し上げます。議会運営委員長報告といたします。

○議長（出口治男君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から3月3日までの22日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（出口治男君） 異議なしと認めます。よって、会期を本日から3月3日までの22日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（出口治男君） 日程第3、行政報告を市長に求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） おはようございます。

本日、平成26年第1回阿波市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙にもかかわらずご出席を賜り、まことにありがとうございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

最初に、新年度予算を中心に、市政の重要課題などについてご報告申し上げ、議員各位を初め、市民の皆様のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

まず、平成26年度当初予算についてであります。

国の平成26年度予算の基本方針においては、中期財政計画などに基づき、引き続き民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、施策の優先順位を洗い直し、

未来への投資や暮らしの安全・安心の確保など、経済成長に資する施策などを重点化するとされています。

また、政府は好循環実現のための経済対策として、消費税率の引き上げによる景気の下振れリスクに対応するとともに、持続可能な経済の成長につなげるため、総額5兆4,654億円の平成25年度補正予算が成立したところであります。

次に、地方財政への対応として、地域経済の活性化に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税などの一般財源総額について、社会保障の充実などを含め、平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保するよう配慮されております。

このような状況を踏まえ、本市の平成26年度の当初予算編成におきましては、阿波市が誕生して早くも10年目を迎えようとしている今、新たなステージへ向けたステップアップを図る段階に来たという認識に立ち、市民の参画を得て、安全・安心なまちづくり、夢、希望、きずなのあるまちづくり、将来に向けた阿波市らしいまちづくりの実現のための予算としております。

予算規模について申し上げますと、歳入歳出総額が197億5,700万円であり、前年度と比較して1億5,050万円の増加、伸び率では0.8%の増加としております。

また、7件の特別会計については、総額で99億4,693万7,000円であり、前年度に比べ1億3,422万9,000円、率にして1.4%の増加となっております。

次に、一般会計の主な事業についてであります。

まず、1点目として、先ほども少し申し上げましたが、平成26年度は阿波市が誕生してから10年目を迎えると同時に、新庁舎及び交流防災拠点施設、そして学校給食センターの落成という節目を迎えます。この節目を迎えるに当たり、新市誕生までの歴史と10年間の歩みを振り返り、阿波市の魅力を内外に発信し、市民の皆様の愛着心を育むとともに、未来に向けた新たな阿波市の創造に向け、決意を新たにすため、阿波市市制施行10周年記念事業として、記念式典などの各種行事を2カ年かけて市民と協働で行います。

2点目として、新庁舎及び交流防災拠点施設建設工事についてであります。

現在の建設工事の進捗状況といたしましては、建物本体工事につきましては免震装置の据えつけ工事も年明け早々に終わり、現在は免震上部の1階床部分のコンクリート打設作業に入っております。今後、3月にかけては建物上部の鉄骨の組み立て工事、柱及びはり工事に着手していく予定となっております。

また、4号調整池の工事につきましては、階段、床、スロープ部分のコンクリート打設

も終わり、本体工事は完成いたしました。あとは、手すりの設置など一部付属工事を残すのみとなっております。

このように、平成27年1月からの供用開始を目指し、着々と建設工事は進んでおり、これに向け、今議会において、新庁舎及び交流防災拠点施設の建設に伴う関係条例の整備を図るため、関連する条例の一部改正及び制定の議案を提出しておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

3点目として、安全・安心のまちづくりの防災体制の充実として、本年1月15日に、南海トラフ沿いで起きる巨大地震の発生確率について新たな長期評価が公表されました。長期評価では、今後30年以内にマグニチュード8以上の地震が起こる確率を、これまでの60%から70%を70%程度に高めており、巨大地震はいつ起きても不思議でない状況であります。

このような災害に適確に対応するためには、いち早く情報収集や分析、市民への情報提供、災害対策の決定や指示など、一元的かつ迅速に行うことが求められております。

このようなことから、新庁舎に災害対策本部室を設置し、情報をリアルタイムで確認でき、災害時の司令塔としての役割を果たせるよう整備してまいりたいと考えております。

また、市民みずからが災害に立ち向かうためには、自分たちの住んでいる地域は自分たちで守るといった地域での助け合い、まさに共助の精神が重要であります。

このため、自主防災組織の結成やその育成、さらには自主防災組織の連合体の組織化を、現在推進しているところであります。加えて、防災活動のかなめともなるこれらの組織の結成や活動、またその推進を図るためには、地域における防災リーダーの育成が何より重要であると考えております。消防団を初め、地域の防災活動に意欲のある方に、防災に関する実践的な知識や技能を有する防災士の資格を取得していただき、地域の防災力向上に向けたリーダーとしてご活躍いただけるよう、新年度から防災士の資格取得の経費の一部を助成することといたしております。

4点目として、本市の基幹産業である農業と食育をあわせた阿波市らしい4,000人のレストランと位置づけしております学校給食センター建設事業は、本年7月に完成の予定となっております。新施設では、地産地消、食育に配慮した阿波市らしさを生かすとともに、調理配送業務について民間のノウハウを導入し、より豊かな学校給食が提供できるよう民間委託を実施することといたしております。

また、おむすび成形機を導入し、米飯給食のメニューの一つとしてでなく、災害発生時

には食料供給手段として、市内避難所はもとより、隣接する防災拠点施設までヘリポートを通じ、近隣市町村等への後方支援としてもおむすびの提供ができるよう体制を整えます。

5点目として、少子化対策として、一昨年国において制定された子ども・子育て関連3法により、本市におきましても昨年阿波市子ども・子育て会議を設置し、家庭や地域で子育てに夢を持ち、かつ次代を担う子どもたちを安心して出産し、育てることができるシステムの構築に鋭意取り組んでいるところであります。

6点目として、やすらぎ空間整備事業として植樹事業を継続して実施いたします。

この事業は、平成24年度から28年度までの5カ年間の継続事業で、大規模農道沿いに3つのエリア、1つはふれあいゾーン、2つ目はもてなしゾーン、3つ目は健康ゾーンを選定いたしまして整備してまいります。

まず、西のふれあいゾーンは、阿波土柱の湯、土柱そよ風ひろば、世界3大奇勝の一つであります阿波の土柱周辺の既存観光施設を活用した「人と人がふれあう、やすらぎ空間」として、次に中間点のもてなしゾーンは、全国ため池百選に選ばれた金清1号、2号池のある金清自然公園と新庁舎周辺において、新庁舎や交流防災拠点施設の完成に伴い訪問者の増加が予想されますことから、観光客をもてなす「おいでなして阿波市へ、おもてなし空間」として、東の健康づくりゾーンにつきましては、宮川内谷川河川公園、グラウンドゴルフ場や新たに健康と癒やしを意識した整備を計画し、宮川内谷川の自然に触れ、健康づくりの場となる「歩こう・健康づくりの空間」として、3つのエリアを拠点として重点整備してまいります。

平成25年12月にJR四国のご協力をいただき、「ふるさと四国再発見」と題し、世界の奇勝、阿波の土柱ウオークと、土柱周辺での桜や紅葉などの植樹を行っております。また、2月下旬にはボランティア協会、老人クラブ、婦人会、地元自治会などなどの協力をいただき、沿線約600メートルの植樹を予定しているところです。新年度においても、引き続き計画的に実施してまいります。

平成26年度においても、行財政改革を着実に推進しながら、市の将来を見据えた農業の振興、商工観光の振興、道路網、教育環境、地域福祉の充実、子育て支援の充実などを計画的に推進し、魅力あるまちづくりに邁進してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力、よろしく願いいたしたいと思っております。

次に、組織機構の改革についてであります。

平成26年度は、合併から10年目を迎え、また新庁舎の完成という節目の年を迎えますが、これにあわせ、新たな未来の阿波市づくりに向けた企画、政策力及び部局間連携などの調整力を重視した体制の整備や、厳しい行財政状況の中で、より効率的で住民ニーズに的確に対応できる組織体制の整備を図るため、阿波市行政組織の再編成に伴う関係条例の整理に関する条例について一部改正をお願いするものであります。

次に、新春の阿波路を駆け抜けた第59回徳島駅伝についてであります。

年明けの1月4日から6日の3日間で開催され、阿波市チームは9回目の参加となりますが、昨年2月からの合同練習などの強化策によりチームが一丸となり、総合順位で12位と大健闘されました。監督、コーチを始め、力走した選手に敬意を表しますとともに、沿道から力強い応援を送ってくださった市民の皆様にお礼を申し上げますとともに、来年以降に向けてさらなる飛躍を遂げてくれるものと期待する次第であります。

次に、去る1月24日、市場小学校において、保護者や農業関係者など約100人の参加のもと、学校給食の試食会が開催されました。本年7月に完成を迎える新学校給食センターでは、食育と地産地消、農業振興に向け、本市でとれる安全・安心で新鮮な農産物を積極的に利用した給食を、平成26年9月から市場、阿波の小・中学校に、平成27年4月から市内全域の幼稚園、小・中学校へ提供する予定としておりまして、本格導入に向けた試験的な取り組みを行ったところであります。

次に、同日の24日、香川県の高松市におきまして、四国地方整備局主催による四国防災トップセミナーが開催されました。「南海トラフ巨大地震に立ち向かう」をメインテーマとして、高知県黒潮町、大西町長の南海トラフ巨大地震に対する取り組みや、岩手県の遠野市、本田市長の遠野市の沿岸被災地後方支援の基調講演の後、意見交換を行ったところであります。

以上、ご報告申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶と行政報告とさせていただきます。

~~~~~

日程第 4 議案第 1号 平成25年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について

日程第 5 議案第 2号 平成25年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 6 議案第 3号 平成25年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3

号) について

- 日程第 7 議案第 4号 平成26年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 8 議案第 5号 平成26年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 6号 平成26年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第10 議案第 7号 平成26年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第11 議案第 8号 平成26年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第 9号 平成26年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第10号 平成26年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第11号 平成26年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第12号 平成26年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第16 議案第13号 阿波市役所の位置を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第14号 阿波市交流防災拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第15号 阿波市行政組織の再編成に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第16号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第17号 阿波市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 阿波市税条例の一部改正について
- 日程第23 議案第20号 阿波市金清自然環境活用センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第24 議案第21号 阿波市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 阿波市学校給食センター条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 阿波市社会教育委員に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 阿波市一条地区幼保連携施設新築工事請負契約の締結について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 阿波市新庁舎及び交流防災拠点施設建設工事変更請負契約の締結について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 阿波市学校給食センター建設工事変更請負契約の締結について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 徳島中央広域連合規約の変更について

○議長（出口治男君） 次に、日程第 4、議案第 1 号平成 2 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）についてから日程第 3 2、議案第 2 9 号徳島中央広域連合規約の変更についてまでの計 2 9 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、本日提案いたしております議案について提案理由の説明を申し上げます。

提案いたしております議案は、補正予算案件 3 件、当初予算案件 9 件、条例案件 1 1 件、その他案件 6 件の計 2 9 件であります。

まず、議案第 1 号平成 2 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）については、追加補正予算額 7 億 4, 2 0 0 万円であります。

次に、議案第 2 号平成 2 5 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）については、減額補正予算額 3 3 9 万 8, 0 0 0 円であります。

次に、議案第 3 号平成 2 5 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）については、減額補正予算額 1, 6 1 4 万 9, 0 0 0 円であります。

次に、議案第 4 号平成 2 6 年度阿波市一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を 1 9 7 億 5, 7 0 0 万円とするものであります。

次に、議案第 5 号平成 2 6 年度阿波市御所財産区特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を 1, 6 0 1 万 9, 0 0 0 円とするものであります。

次に、議案第6号平成26年度阿波市国民健康保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を51億3,427万8,000円とするものであります。

次に、議案第7号平成26年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を4億6,743万6,000円とするものであります。

次に、議案第8号平成26年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を1億2,369万8,000円とするものであります。

次に、議案第9号平成26年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を395万8,000円とするものであります。

次に、議案第10号平成26年度阿波市介護保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を41億9,834万5,000円とするものであります。

次に、議案第11号平成26年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を320万3,000円とするものであります。

次に、議案第12号平成26年度阿波市水道事業会計予算については、収益的収入6億9,420万6,000円、収益的支出6億9,006万4,000円、資本的収入1億6,524万4,000円、資本的支出6億6,595万1,000円とするものであります。

次に、議案第13号阿波市役所の位置を定める条例等の一部を改正する条例の制定については、新庁舎の建設により市の本庁舎及び支所庁舎が移転することに伴い、その位置を変更する必要があるため、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第14号阿波市交流防災拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定については、阿波市交流防災拠点施設を平成27年1月に開設することに伴い、当該施設の設置及び管理について条例を制定するものであります。

次に、議案第15号阿波市行政組織の再編成に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、新庁舎の完成にあわせ、より効率的で住民ニーズに的確に対応できる組織体制の整備を図るため、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、社会保障の安定財源の確保などを図る消費税法の一部を改正する等の法律及び地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号阿波市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正については、

第3次地方分権一括法による地方公務員法の改正により、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号阿波市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が公布されたことにより、この改正の趣旨を踏まえ、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号阿波市税条例の一部改正については、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第20号阿波市金清自然環境活用センターの設置及び管理に関する条例の全部改正については、利用者の減少に伴い、経営の悪化及び施設の老朽化に加え、徳島県南海トラフ巨大地震などに係る震災に強い社会づくり条例の趣旨及び活断層に対する本市の基本方針に沿って総合的に検討した結果、今後も現施設は新たな方向性を見出し活用するものの、温泉や宿泊、宴会などの機能を廃止することとしたいので、それに伴う現条例の全部改正を行うものであります。

次に、議案第21号阿波市学校給食共同調理場設置条例の一部改正については、平成26年4月1日から給食センター調理など業務を民間委託することに伴い、阿波市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第22号阿波市学校給食センター条例の制定については、新しい給食センターが建設されることに伴い、阿波市学校給食センター条例を制定するものであります。

次に、議案第23号阿波市社会教育委員に関する条例の一部改正については、第3次地方分権一括法の施行により、社会教育法が改正されたことに伴い、阿波市社会教育委員に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第24号阿波市一条地区幼保連携施設新築工事請負契約の締結については、地方自治法第96条第1項第5号及び阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。契約金額は4億9,875万円となっております。

次に、議案第25号阿波市新庁舎及び交流防災拠点施設建設工事変更請負契約の締結については、平成25年3月7日に議決をいただいて締結した阿波市新庁舎及び交流防災拠点施設建設工事請負契約について変更の必要が生じたため、変更請負契約の締結について議決をお願いするものであります。

次に、議案第26号阿波市学校給食センター建設工事変更請負契約の締結については、平成25年6月28日に議決をいただいて締結した阿波市学校給食センター建設工事請負契約について変更の必要が生じたため、変更請負契約の締結について議決をお願いするものでございます。

次に、議案第27号阿波市道路線の認定について及び議案第28号阿波市道路線の変更については、道路法の規定により提案するものであります。

次に、議案第29号徳島中央広域連合規約の変更については、障害者自立支援法の改正により、題名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変更されました。このため、徳島中央広域連合規約の障害者自立支援審査会の名称等を変更するものであります。

以上、議案について提案理由の説明を申し上げましたが、議事内容の詳細につきましては担当部長等より説明いたしますので、十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（出口治男君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 議長の許可をいただきましたので、議案第1号について補足説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願います。

議案第1号平成25年度阿波市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億4,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ226億3,400万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、第3表債務負担行為補正による。

第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

今回の補正予算につきましては、不用額の調整や基金への積み立てが主なものとなっております。

4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費についてです。

今回の補正では、新庁舎建設事業や給食センター建設事業などの15事業35億3,444万2,000円につきまして、繰越明許費の設定をお願いをいたしております。

次に、5ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為補正についてでございます。

今回追加をお願いするのは、市営住宅東条団地の建てかえ工事と施工管理業務委託料で、合わせて限度額の合計が8億9,895万5,000円となっております。

また、変更をお願いするのはケーブルネットワーク施設指定管理委託料など2件で、合わせて変更前の限度額が13億7,346万3,000円、変更後の限度額は14億391万5,000円となっております。これは、消費税率の引き上げに伴うものでございます。

次に、第4表地方債補正についてです。

今回変更をお願いするのは、庁舎等施設整備事業債など4件で、合わせて補正前の限度額が34億8,880万円、補正後の限度額は32億7,440万円で、2億1,440万円の減額となっております。

次に、8、9ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

まず、歳入についてです。

10款地方交付税が11億3,547万4,000円の追加で77億1,264万円に、18款繰入金が3億5,500万円の減額で8億9,959万6,000円に、21款市債が2億1,440万円の減額で50億5,610万円などとなっております。補正額の合計は7億4,200万円の追加で、補正後の歳入合計額は226億3,400万円となっております。

次に、10、11ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費が1億9,869万4,000円の減額で49億4,066万6,000円に、3款民生費が4,734万8,000円の追加で70億6,9

57万4,000円に、8款土木費が4,562万7,000円の減額で14億2,431万円に、9款消防費が3,208万円の追加で6億1,783万7,000円に、13款諸支出金が9億5,214万7,000円の追加で12億909万4,000円などとなっておりまして、補正額の合計は7億4,200万円の追加で、補正後の歳出合計額は226億3,400万円となっております。

次に、歳入歳出の詳細についてご説明をさせていただきます。

12、13ページをお願いいたします。

最初に、歳入についてです。

10款1項1目の地方交付税が11億3,547万4,000円の追加となっております。これについては、普通交付税となっております。

次に、16、17ページをお願いいたします。

15款2項6目の農林水産業費県補助金が9,542万3,000円の追加となっております。これについては、林業費補助金で、減額の項目もございますが、先駆的木造公共施設整備事業補助金が1億円となっております。

次に、18、19ページをお願いいたします。

18款1項の基金繰入金が3億5,500万円の減額となっております。このうち、2目減債基金繰入金が2億1,000万円、7目教育施設整備基金繰入金が7,000万円の減額となっております。

その下、21款1項の市債が2億1,440万円の減額となっております。これの主なものとしては、2目総務費の庁舎等施設整備事業債が1億8,170万円の減額、3目民生債の幼保連携施設整備事業債が6,080万円の減額となっております。

次に、歳出についてです。

22、23ページをお願いいたします。

2款1項14目庁舎建設費が1億9,420万円の減額となっております。これについては、工事費等の減額によるものでございます。

24、25ページをお願いいたします。

3款民生費について、1項1目の社会福祉総務費が2,376万8,000円の追加となっております。このうち、国民健康保険事業特別会計繰出金が2,251万8,000円となっております。

次に、26、27ページをお願いいたします。

3項6目放課後健全育成事業費が5,500万円の追加となっております。これについては、土成学童保育施設の改築事業費となっております。

次に、30、31ページをお願いいたします。

6款2項4目国土調査費が1,896万1,000円の追加となっております。

次に、34、35ページをお願いいたします。

8款2項の道路橋りょう費について、3目道路新設改良費が2,571万1,000円の減額、6目周辺対策事業費が2,000万円の減額となっております。

次に、36、37ページをお願いいたします。

9款1項2目の消防施設費が4,470万円の追加となっております。これについては、市場方面第6分団と阿波方面第6分団の消防団詰所の解体新築の事業費となっております。

次に、40、41ページをお願いいたします。

13款2項1目の基金費が9億5,214万7,000円の追加となっております。このうち、財政調整基金積立金が5億4,978万9,000円、教育施設整備基金積立金が2億1,000円、情報システム施設整備基金が2億円となっております。

以上、歳入歳出の主なものについて説明をさせていただきました。

次に、44、45ページをお願いいたします。

この調書につきましては、5ページの第3表債務負担行為補正の追加及び変更項目につきまして、歳出予定額や財源内訳などの詳細を記載をしております。

次に、最終46ページをお願いします。

この地方債に関する調書は、5ページの第4表地方債補正の変更に基づき調製したものでございます。最後の行、当該年度末現在高見込み額についての合計額は233億3,200万5,000円となっております。

以上、議案第1号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（出口治男君） 石川市民部長。

○市民部長（石川春義君） 議長の許可をいただきましたので、議案第2号について補足説明をさせていただきます。

議案第2号平成25年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ339万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億2,345万2,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入につきましては、7款共同事業交付金の補正額が9,951万2,000円の減額で、内訳といたしましては、1件80万円以上の高額な医療費の発生が少なかったため、高額療養費共同事業交付金が2,951万2,000円の減額、また1件30万円以上80万円未満の医療費についても同様で、保険財政共同安定化事業交付金が7,000万円の減額でございます。

9款繰入金の補正額が2,251万8,000円の増額で、内訳としては、保険基盤安定保険税減額分でございます。これが1,514万2,000円です。

続きまして、財政基盤安定保険者支援分で454万7,000円、財政安定化支援事業繰入金で282万9,000円の増額となっております。これにつきましては、法定内の繰入金でございます。

10款繰越金の補正額は7,359万6,000円の増額でございます。これにつきましては、前年度の繰越金です。補正額の合計は339万8,000円の減額で、補正後の歳入合計額は52億2,345万2,000円となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、7款共同事業拠出金の補正額は339万8,000円の減額です。補正後の歳出合計額は52億2,345万2,000円となっております。

以上、議案第2号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（出口治男君） 林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 正二君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、議案第3号について補足説明をさせていただきます。

議案第3号平成25年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定める

ところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,614万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,474万9,000円とするものです。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、第2表繰越明許費によるものです。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

今回の補正予算につきましては、国庫支出金、支払基金交付金及び保険給付費、地域支援事業費などの減額に伴う補正をお願いするものです。

次に、4ページをお開きください。

第2表繰越明許費についてでございます。今回、第6期介護保険事業計画等策定事業費につきまして462万円の繰越明許をお願いするものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入につきましてご説明を申し上げます。

3款国庫支出金456万5,000円、4款支払交付金411万2,000円、8款繰入金498万6,000円の減額でございます。補正額の歳入合計は1,614万9,000円の減額でございます。補正後の歳入合計は41億8,474万9,000円となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款保険給付費999万2,000円、5款地域支援事業費705万7,000円の減額でございます。歳出合計額は、歳入の額と同額でございます。

以上、議案第3号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 議長の許可をいただきましたので、引き続いて議案第4号と議案第5号についての補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第4号をお願いいたします。

議案第4号平成26年度阿波市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ197億5,700万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は30億円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

平成26年度の当初予算につきましては、社会経済情勢の変化や国、県の予算編成、また地方財政対策の動向を的確に見きわめつつ、年間を通した総合予算として、行財政改革に取り組むとともに創意工夫を凝らしながら既成概念にとらわれない予算を基本として編成をいたしました。

26年度におきましては、25年度に引き続き、庁舎及び交流防災拠点施設や学校給食センターなどの建設事業を実施するほか、臨時給付金事業や消費税率の改定等の要因がございまして、予算規模は197億5,700万円で、前年度当初予算額を1億5,050万円、率にして0.8%上回るものとなっております。

それでは、6ページをお願いいたします。

第2表地方債についてです。地方債については、臨時財政対策債など6件で、限度額の合計は35億2,110万円となっております。このうち、庁舎等施設整備事業債は22億810万円、給食センター施設等整備事業債は3億6,220万円となっております。起債の方法は証書借入れで、利率は5%以内、償還の方法については、借入先の融通条件によるものでございます。

次に、8、9ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

最初に、歳入についてです。

1款市税が32億6,087万5,000円で、前年度比1,408万9,000円の増、10款地方交付税が62億6,915万円で、前年度比1億3,908万8,000

円の増、14款国庫支出金が22億5,741万8,000円で、前年度比2億8,940万5,000円の増、15款県支出金が10億3,746万5,000円で、前年度比1,865万4,000円の増、18款繰入金が17億8,051万円で、前年度比4億592万8,000円の増、21款市債が35億2,110万円で、前年度比7億120万円の減となっております。市債の減少につきましては、庁舎等施設整備事業債と給食センター施設等整備事業債の減額となっております。歳入合計額は197億5,700万円で、前年度比1億5,050万円の増となっております。

次に、10、11ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

2款総務費が49億2,301万7,000円で、前年度比1,128万9,000円の減、3款民生費が65億2,779万8,000円で、前年度比2億3,296万7,000円の増、4款衛生費が16億8,654万2,000円で、前年度比119万1,000円の減、8款土木費が11億4,812万5,000円で、前年度比2億3,051万8,000円の増、10款教育費は19億8,906万1,000円で、前年度比3億4,482万9,000円の減、12款公債費が21億3,619万9,000円で、前年度比8,510万4,000円の増となっております。なお、民生費の主な増加要因は臨時給付金事業、土木費の主な増加要因は東条団地建てかえ事業などによるものでございます。歳出合計は197億5,700万円で、前年度比1億5,050万円の増となっております。この財源内訳につきましては11ページでございます。国庫支出金が32億9,488万3,000円、地方債が28億3,450万円、その他が17億9,249万1,000円、一般財源が118億3,512万6,000円となっております。

次に、歳入歳出の詳細についての説明をさせていただきます。

12、13ページをお願いいたします。

最初に、歳入についてでございます。

1款市税につきましては、1項市民税の1目個人分が11億1,142万6,000円で、このうち現年課税分が11億198万7,000円となっております。

2項1目の固定資産税は16億3,213万3,000円で、このうち現年課税分は16億562万5,000円となっております。

その下の4項1目市たばこ税は2億5,627万1,000円となっております。

次に、18、19ページをお願いいたします。

10款1項1目の地方交付税については62億6,915万円で、このうち普通交付税が60億7,915万円となっております。

次に、26、27ページをお願いいたします。

14款国庫支出金については、1項3目民生費国庫負担金が16億8,209万7,000円となっております。このうち、社会福祉費負担金が5億2,859万5,000円、児童福祉費負担金が4億3,712万6,000円、生活保護費負担金が7億1,637万6,000円となっております。

その下の2項国庫補助金の3目民生費国庫補助金が2億1,842万8,000円となっております。この主なものは、臨時福祉給付金給付事業と子育て世帯臨時特例給付金給付事業に関する補助金となっております。

次に、28、29ページをお願いいたします。

8目土木費国庫補助金が2億5,598万3,000円となっております。この主なものは、公営住宅の改築に対する防災安全社会資本整備交付金が1億9,418万3,000円となっております。

次に、30、31ページをお願いいたします。

15款1項3目民生費県負担金につきましては6億2,090万円で、このうち社会福祉負担金が3億9,934万4,000円、老人福祉負担金が1億3,307万1,000円となっております。

次に、42、43ページをお願いいたします。

18款1項基金繰入金のうち、財政調整基金繰入金が5億5,000万円、2目減債基金繰入金が2億1,000万円、10目市庁舎建設基金繰入金が5億5,000万円となっております。

次に、48、49ページをお願いいたします。

21款1項市債について、2目総務費の臨時財政対策債が6億8,660万円、庁舎等施設整備事業債が22億810万円、10目教育債の給食センター施設等整備事業債が3億6,220万円となっております。

次に、歳出についてです。

歳出につきましては、重点事業や新規事業などについてご説明をさせていただきます。

56、57ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費について、2目の財産管理費のうち、57ページの下の方の欄で

ございます、公共施設マネジメント支援業務委託料が248万4,000円となっております。この事業は、市の公共施設、建物につきまして現状を把握するとともに、さまざまな観点から分析、検討を行い、今後のあり方の基本方針を定めるものでございます。

次に、60、61ページをお願いいたします。

6目企画費のうち、61ページ、阿波市施行10周年記念事業費として、市制施行記念事業委託料が670万円となっております。

次に、68、69ページをお願いいたします。

14目庁舎建設費が28億8,236万8,000円となっております。このうち、工事請負費が25億4,121万円、備品購入費が2億9,764万8,000円となっております。

次に、82、83ページをお願いいたします。

3款1項社会福祉費につきまして、1目社会福祉総務費のうち、83ページの下の段です。国民健康保険事業特別会計繰出金が3億8,910万3,000円となっております。

次に、84、85ページをお願いいたします。

2目障害者福祉費のうち、85ページの障害者自立支援給付費が9億3,619万2,000円となっております。

90、91ページをお願いいたします。

9目臨時福祉給付金給付事業が1億5,356万8,000円となっております。この事業につきましては、国の25年度補正予算に対応するもので、消費税の引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的、臨時的な給付措置としての給付金を支給するものでございます。

92、93ページをお願いいたします。

2項1目老人福祉総務費のうち、93ページ、これも下の段ですが、認知症対策総合支援事業費は161万3,000円となっております。この事業につきましては、認知症になってもできる限り住みなれた地域で生活を続けることができるよう、医療、介護、地域をつなぐコーディネーターとして認知症地域支援推進員を配置し、地域での見守り体制づくりを行うものでございます。

98、99ページをお願いいたします。

3項1目児童福祉総務費のうち、99ページ、上の段ですが、子ども・子育て支援推進

事業費が156万5,000円となっております。この事業につきましては、25年度に引き続き、子ども・子育て支援事業計画を策定するものでございます。

106、107ページをお願いいたします。

8目の幼保連携施設整備事業費が3,996万1,000円となっております。これにつきましては、八幡第二保育所の解体工事と一条地区幼保連携施設の駐車場及び仮設保育所の工事費などとなっております。

その下の9目子育て世帯臨時特例給付金給付事業費は4,342万7,000円となっております。この事業につきましても、臨時福祉給付金と同様に、消費税の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するため給付金を支給するものでございます。

次に、108、109ページをお願いいたします。

4項生活保護費の2目扶助費が9億5,516万9,000円となっております。

次に、116、117ページをお願いいたします。

4款2項1目清掃総務費のうち、117ページでございます、中央広域環境施設組合負担金が7億1,460万7,000円、阿北環境整備組合負担金が8,548万3,000円となっております。

次に、124、125ページをお願いいたします。

6款1項5目農業振興費のうち、125ページ、中山間地域等直接支払事業費が3,646万1,000円、活力ある阿波市農業振興事業費が2,411万5,000円、新規就農総合支援事業費が2,925万円となっております。なお、活力ある阿波市農業振興事業におきましては、各種農業情報をわかりやすく解説する阿波市農業活用ガイドブックの作成を予定をいたしております。

次に、132、133ページをお願いいたします。

7款1項1目商工振興費のうち、133ページ、徳島県と連携して実施をいたしますプレミアム商品券発行事業補助金が655万円となっております。

次に、138、139ページをお願いします。

8款土木費につきまして、2項3目道路新設改良費が1億2,517万5,000円、140ページの4目地方道整備事業費が1億3,004万7,000円となっております。

次に、144、145ページをお願いします。

4項1目住宅管理費のうち、145ページでございます、地域住宅支援事業費が3億

8, 843万8, 000円となっております。この事業につきましては、市営住宅ストック総合活用計画に基づきまして、東条団地の建てかえを行うものでございます。

次に、146、147ページをお願いいたします。

9款1項消防費について、1目非常備消防費のうち、147ページ、徳島中央広域連合分賦金が4億2, 869万2, 000円となっております。

次に、148、149ページをお願いいたします。

3目災害対策のうち、149ページでございます、備品購入費が3, 048万円となっております。これにつきましては、災害時の備蓄品などの整備と新庁舎への災害対策本部設備の整備となっております。その下、防災士資格取得支援補助金が11万円となっております。

次に、186、187ページをお願いいたします。

10款教育費につきまして、6項1目保健体育総務費が4, 665万8, 000円となっております。このうち、187ページ、阿波シティマラソン大会運営等委託料は430万円となっております。26年度におきましては、毎年盛況になっている阿波シティマラソンを、市制施行10周年記念特別事業のプレイベントと位置づけましてハーフマラソンに変更して実施をいたします。

次に、190、191ページをお願いいたします。

7項1目学校給食費のうち、191ページ、調理等業務委託料が5, 508万円となっております。

その下、給食センター新築事業費が5億5, 510万4, 000円となっております。このうち、工事請負費が4億4, 800万円、備品購入費が9, 452万7, 000円となっております。

以上、歳入歳出の主なものについての説明をさせていただきました。

なお、196ページから203ページにつきましては、給与費明細書と債務負担行為に関する調書となっておりますので、ご高覧をお願いします。

次に、最終204ページをお願いいたします。

地方債の見込みに関する調書です。最後の行、当該年度末現在高見込み額についての合計額は249億7, 396万6, 000円となっております。

以上が議案第4号の補足説明でございます。

次に、議案第5号についてでございます。

議案第5号をお願いいたします。

議案第5号平成26年度阿波市の御所財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,601万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

6、7ページをお願いいたします。

歳入歳出事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳入については、1款財産収入の本年度予算額が301万8,000円、2款繰越金が1,300万円となっており、歳入合計は1,601万9,000円で、前年度に比べ77万1,000円の減額となっております。なお、財産収入は土地貸付収入となっております。

次に、8、9ページをお願いいたします。

歳出については、1款管理費が387万3,000円、2款事業費が1,000万円、3款予備費が214万6,000円となっており、歳出合計は1,601万9,000円で、前年度に比べ77万1,000円の減額となっております。なお、事業費につきましては、くぬぎ等の植栽整備事業などの委託料となっております。

以上、議案第4号と議案第5号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（出口治男君） 石川市民部長。

○市民部長（石川春義君） 議長の許可をいただきましたので、市民部所管部分の議案第6号から議案第9号について補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第6号についてです。

議案第6号平成26年度阿波市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ51億3,427万8,000円と定

める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

歳入につきましては、本年度予算額として、1款国民健康保険税9億2,300万4,000円、3款国庫支出金13億9,495万4,000円、4款療養給付費交付金3億7,522万4,000円、5款前期高齢者交付金8億5,952万8,000円、6款県支出金2億8,647万3,000円、7款共同事業交付金8億2,271万4,000円、9款繰入金4億5,616万8,000円となっており、歳入合計額は51億3,427万8,000円で、前年度に比べて3,346万6,000円の減額となっております。

なお、繰入金の内訳ですが、一般会計の繰入金が3億8,910万3,000円、これは法定内繰入金でございます。基金積立金から6,706万5,000円となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、本年度予算額として、1款総務費が9,605万1,000円、2款保険給付費33億5,103万6,000円、3款後期高齢者支援金等で5億4,262万円、6款介護納付金2億8,282万8,000円、7款共同事業拠出金8億2,271万7,000円、8款保健事業費3,001万6,000円となっております。歳出合計は51億3,427万8,000円で、前年度に比べて3,346万6,000円の減額となっております。

次に、議案第7号について説明させていただきます。

議案第7号平成26年度阿波市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億6,743万6,000円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものをご説明させていただきます。

歳入についてですが、本年度予算額として、1 款後期高齢者医療保険料が2 億8, 8 0 0 万2, 0 0 0 円、4 款繰入金1 億7, 7 4 2 万9, 0 0 0 円、6 款諸収入が1 5 0 万5, 0 0 0 円で、歳入合計は4 億6, 7 4 3 万6, 0 0 0 円となっております。前年度に比べて4, 9 1 2 万6, 0 0 0 円の増額となっております。

次に、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

歳出につきましては、本年度予算額として、2 款後期高齢者医療広域連合納付金が4 億6, 5 4 3 万1, 0 0 0 円、3 款諸支出金1 5 0 万3, 0 0 0 円で、歳出合計は4 億6, 7 4 3 万6, 0 0 0 円となっております。前年度に比べて4, 9 1 2 万6, 0 0 0 円の増額となっております。この増加の理由といたしましては、医療費の増加と加入者の増加によるものでございます。

続きまして、議案第8号について説明させていただきます。

議案第8号平成26年度阿波市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1 億2, 3 6 9 万8, 0 0 0 円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1, 0 0 0 万円と定める。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

歳入についてですが、本年度予算額として、1 款分担金が2 5 0 万円、2 款使用料及び手数料が1, 3 9 2 万6, 0 0 0 円、5 款繰入金1 億5 7 2 万9, 0 0 0 円、6 款繰越金が1 0 0 万円となっております。歳入合計は1 億2, 3 6 9 万8, 0 0 0 円で、前年度に比べて4 4 0 万9, 0 0 0 円の増額となっております。

次に、8、9 ページをお願いいたします。

歳出につきましては、本年度予算額として、2 款事業費4, 2 5 9 万9, 0 0 0 円、3 款公債費は8, 0 0 4 万5, 0 0 0 円で、歳出合計額は1 億2, 3 6 9 万8, 0 0 0 円と

なっております。前年度に比べまして440万9,000円の増額です。この増額理由といたしましては、柿原東地区の真空ポンプの制御盤の更新と、平成24年度に行った機能強化事業による借入金の償還が始まるためふえることになりました。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第9号について説明させていただきます。

議案第9号平成26年度阿波市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ395万8,000円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

これにつきましても、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

歳入につきましては、本年度予算額として、1款県支出金が157万円でございます。

これにつきましては、償還推進事業助成事業補助金でございます。2款諸収入が119万1,000円、3款繰入金119万6,000円となっております。歳入の合計は395万8,000円で、前年度に比べまして213万3,000円の増額となっております。

次に、8、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、本年度予算額として、1款貸付事業費が276万5,000円、2款公債費が119万3,000円となっており、歳出合計額は395万8,000円で、前年度に比べまして213万3,000円の増額となっております。この増加の理由といたしましては、当事業の貸付金の適正管理を行うために必要な費用を計上したものでございます。

以上、議案第6号から議案第9号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（出口治男君） 林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 正二君） 議長の許可をいただきましたので、議案第10号について補足説明をさせていただきます。

議案第10号平成26年度阿波市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ41億9,834万5,000円と定

める。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

まず、最初に歳入について、1款介護保険料6億8,386万3,000円、3款国庫支出金10億9,046万9,000円、4款支払基金交付金11億6,486万7,000円、5款県支出金5億8,699万4,000円、8款繰入金6億7,154万4,000円となっております。歳入合計額は41億9,834万5,000円です。前年度比1億1,259万6,000円の増額でございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出について説明させていただきます。

1款総務費、本年度予算額1億2,732万1,000円、2款保険給付費40億1,028万6,000円、歳出の主なものの95%を占めております。5款地域支援事業費4,848万5,000円、7款諸支出金220万7,000円となっております。なお、歳出合計額は歳入合計額と同額でございます。増額の要因といたしましては、要介護認定者等の増加によるものであり、保険給付費のうち介護サービス等諸費の増加によるものでございます。

以上、議案第10号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（出口治男君） 大川水道課長。

○水道課長（大川広幸君） 議案第11号平成26年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ320万3,000円とするものです。

次に、6ページ、7ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものについて説明させていただきます。

歳入予算であります。2款使用料及び手数料146万円、4款繰入金150万円、5

款繰越金 23万9,000円で、歳入合計 320万3,000円です。

次に、歳出でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

1款総務費 37万9,000円、2款施設費 281万4,000円で、歳出合計 320万3,000円です。2款の施設費の主なものについては電気代でございます。

次に、議案第12号をお願いいたします。

平成26年度阿波市水道事業会計予算について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、平成26年度阿波市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定数量は、給水戸数 1万4,200戸、年間総給水量 472万1,729立方メートル、1日平均給水量 1万2,936立方メートル。主な建設改良事業といたしましては、配水施設事業で 5億4,865万1,000円に定めるところです。

第3条、収益的収入及び支出の予算額ですが、収入で、第1款水道事業収益 6億9,420万6,000円です。内訳といたしましては、第1項営業収益 6億6,031万7,000円、第2項営業外収益 3,388万8,000円、第3項特別利益 1,000円です。

支出は、第1款水道事業費用 6億9,006万4,000円で、内訳といたしましては、第1項営業費用といたしまして 6億1,119万3,000円、第2項営業外費用 6,125万円、第3項特別損失 1,262万1,000円、第4項予備費 500万円です。

第4条、資本的収入及び支出ですが、収入で、第1款資本的収入は 1億6,524万4,000円です。内訳ですが、第1項出資金 244万4,000円、第2項工事負担金 280万円、第3項企業債 1億6,000万円です。

支出につきましては、第1款資本的支出で 6億6,595万1,000円です。内訳といたしましては、第1項建設改良費 5億6,095万1,000円、第2項企業債償還金 1億500万円です。

なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額 5億70万7,000円は、当年度損益勘定留保資金 2億1,110万3,000円と、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4,000万円と、建設改良積立金の 2億4,960万4,000円で補填するものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第5条でございます。債務負担行為です。債務負担行為をすることができる事項といたしまして、期間及び限度額は水道事業用コンピューター及びリース料でございます。期間といたしましては平成23年5月から平成28年4月までの5カ年で、限度額を2,441万8,000円と、水道料金等徴収業務委託料で、平成26年1月から平成30年12月までの5カ年間で、限度額を2億7,424万4,000円です。

続きまして、第6条でございます。企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法及び償還の方法は、市場高区配水池築造工事に限度額1億6,000万円を借り入れするものでございます。

続きまして、第7条でございます。予定支出の各項の経費の流用することができるものは、営業費用、営業外費用、特別損失と定めるものでございます。

第8条、議会の議決を得なければ流用することができない経費は、職員給与費の1億364万1,000円でございます。

続きまして、第9条、他会計からの補助金を受ける金額は、一般会計から1,160万4,000円です。

第10条、たな卸資産購入限度額を1,360万円と定めるものでございます。

以上で議案第11号、議案第12号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、承認いただけますようお願い申し上げます。

○議長（出口治男君） 出口庁舎建設局長。

○庁舎建設局長（出口芳博君） 議長の許可をいただきましたので、議案第13号及び議案第14号について補足説明をさせていただきます。

まず、議案第13号をお願いいたします。

議案第13号阿波市役所の位置を定める条例等の一部を改正する条例の制定について。

阿波市役所の位置を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

この条例につきましては、新庁舎の建設によりまして、平成27年1月に市の本庁舎及び支所庁舎が移転することに伴いましてその所在地を変更する必要があるために、関係する阿波市役所の位置を定める条例、阿波市支所設置条例、阿波市公告式条例、阿波市福祉事務所設置条例の各条例を、一つの一部改正条例の本則で条立てによりそれぞれ改正するものでございます。

まず、第1条の阿波市役所の位置を定める条例の一部改正につきましては、市役所の位置を、現本庁舎の所在地であります「阿波市阿波町東原173番地」を新庁舎の所在地となります「阿波市市場町切幡字古田201番地1」に改めるものでございます。

続きまして、第2条の阿波市支所設置条例の一部改正につきましては、新支所の事務所が、吉野支所については吉野保健センターに、土成支所については土成コミュニティーセンターに、そして市場支所は廃止いたしまして新たに阿波支所として阿波農村環境改善センターにそれぞれ支所を移転及び新設することに伴いまして、支所の名称、位置及び所管区域の一部を改めるものでございます。

次に、第3条の阿波市公告式条例の一部改正につきましては、本庁舎及び支所の位置の変更に伴いまして、別表に規定しております掲示場の名称と所在地について変更が必要となるため、その一部を改めるものでございます。

次に、第4条の阿波市福祉事務所設置条例の一部改正につきましては、新庁舎完成後は新庁舎に福祉事務所を移転するため、事務所の位置を、現在の「市場町市場字上野段385番地1」から新庁舎の所在地となります「市場町切幡字古田201番地1」に改めるものでございます。

施行日は、平成27年1月1日からとしております。

以上、議案第13号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第14号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案第14号阿波市交流防災拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

阿波市交流防災拠点施設の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

この条例につきましては、阿波市交流防災拠点施設を平成27年1月に開設することに伴いまして、この拠点施設の設置及び管理につきまして条例を制定するものでございます。条例の構成といたしましては、本則21条と別表から成り立っております。

その内容といたしましては、第1条では、設置目的として、地域及び市民の文化交流活動を支援するとともに、災害時における応急対策の活動拠点として、阿波市交流防災拠点施設を設置するとしております。

第2条では、名称及び位置として、名称は阿波市交流防災拠点施設とします。また、位置につきましては阿波市市場町切幡字古田190番地といたします。

第3条では、施設の業務につきまして定めております。

次に、第4条から第6条にかけましては、休館日、開館時間等について説明をいたしております。

続いて、第7条から第10条にかけましては利用の手続、制限、取り消し等について、第11条から第13条では使用料関係について、第14条から第15条では施設利用後の原状回復と賠償の義務について、第16条から第19条では施設の指定管理について、そして第20条から第21条におきましては読みかえ規定と規則への委任について、それぞれ定めております。

また、別表におきまして、多目的ホール等の基本使用料を定めております。

施行期日は、平成27年1月1日からとしております。

以上、議案第13号と議案第14号につきましての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 議長の許可をいただきましたので、引き続いて議案第15号から議案第18号についての補足説明をさせていただきます。

議案第15号阿波市行政組織の再編成に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

阿波市行政組織の再編成に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

今回の行政組織の再編につきましては、新庁舎等の完成にあわせまして、新たな未来の阿波市づくりに向けまして、企画、政策形成力及び部局間の連携などの調整力を重視した体制の整備や、厳しい行財政状況の中でより効率的で住民ニーズに的確に対応できる組織体制の整備を行うものでございます。

主な再編は、総務部関係で、現総務部を企画総務部に名称変更いたします。また、課の名称について、総務課を企画総務課に、防災対策課を危機管理課に、企画課を契約管財課に改め、現企画課の所掌事務のうち、企画コミュニティー部門などにつきまして、関係各課への事務移管を行うこととしておりまして、今回の条例改正につきましては、この組織再編に伴い必要となる関係条例についての一部改正をお願いするものでございます。

主な改正内容について、第1条は、阿波市行政組織条例の一部改正です。部の名称変更でして、総務部を企画総務部といたします。また、総務部で行っていた男女共同参画に関する業務を市民部へ移管いたします。

また、第2条から第8条につきましては、審議会条例や委員会条例などの関係条例につきまして、庶務担当課などの名称変更や所管部の名称変更に関するものとなっております。

施行日は、平成26年4月1日からとなっております。

次に、議案第16号をお願いいたします。

議案第16号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

この条例につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律などが平成24年8月22日に公布され、この改正によりまして、消費税の税率が現行5%から平成26年4月1日に8%に引き上げられることに伴いまして、関係条例の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、消費税の課税対象となる各種使用料等につきまして、消費税法の規定により非課税とされているもの以外は、消費税相当分8%を使用料等に転嫁し、10円未満の端数が生じたときは切り捨てる扱いといたしております。

今回一部改正する条例は25件でございます。

第1条はごみ処理手数料、第2条は公民館の会議室等の使用料、第3条は体育施設の使用料など、第4条は各小・中学校の体育館等の使用料など、第5条は歴史館の会議室の使用料など、第6条はなかよし幼児センター「どなり」の通園、通所バスの使用料、第7条は市場老人福祉センターの共用娛樂室及び集会室の使用料、第8条は老人憩いの家の使用料、第9条は隣保館の会議室等の使用料、第10条は土成健康センターの温浴施設の利用料金、第11条はコミュニティーセンターの会議室等の使用料、第12条は農村環境改善センターの多目的ホール等の使用料など、第13条は阿波勝命サブセンターの多目的ホール等の使用料、第14条は農業集落排水施設の使用料、第15条は土成農産物加工所の使用料、第16条は法定外公共用財産の使用料、17条は水道事業の水道料金及び新設加入金、18条は伊沢谷簡易水道の水道料金、19条は八幡簡易水道の水道料金、20条はコミュニティー消防センターの使用料、21条はケーブルネットワーク施設の加入負担金及び月額基本使用料、22条は土成地域資源活力工房のうどんの手打ち体験料、23条は土

成中央ゲートボール場の使用料、24条は道路占用の使用料、25条は土柱休養村センターの入浴料金及び貸し室料金についての条例改正となっております。

なお、施行日は平成26年4月1日からとなっております。

次に、議案第17号をお願いいたします。

議案第17号阿波市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について。

阿波市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

第3次地方分権一括法による地方公務員法の改正によりまして、高齢者の部分休業について条例で定めるべき事項が、定年退職前という期間から高齢者部分休業の申請が可能となる年齢ということに改められます。このため、期間から年齢に改める改正を行うものでございます。

内容につきまして、第2条第2項中、期間は5年を、年齢は55歳と改めます。

施行日は、平成26年4月1日からとなっております。

次に、議案第18号をお願いいたします。

議案第18号阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

今回の改正につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が平成25年12月13日に公布され、消防団の活動の充実強化の施策として消防団員の処遇改善が位置づけられました。この改正の趣旨を踏まえまして、消防団分団長、副分団長、班長、団員の報酬を定めるため条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、分団長年額5万円、副分団長年額3万円、班長年額2万円、団員年額1万7,500円といたします。

施行日は、平成26年4月1日からとなっております。

以上、議案第15号から議案第18号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（出口治男君） 石川市民部長。

○市民部長（石川春義君） 議長の許可をいただきましたので、議案第19号について補

足説明をさせていただきます。

議案第19号阿波市税条例の一部改正について。

阿波市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、阿波市税条例の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、1点目として、国の金融所得課税の一体化を進める改正に伴う改正でございます。金融商品によって商品間の損益通算の範囲が制限されておりました。また、公社債と上場株との課税方式が違っておりました。そのため、公社債等に対する課税方式が、上場株式と同様、税率が20%、これは所得税で15%、住民税で5%の申告分離課税方式が採用されることになりました。公社債等の譲渡益が非課税から課税となります。また、損益通算できる範囲が公社債等まで拡大されました。それは、例えば上場株式等の譲渡損益と特定公社債に譲渡損益が出た場合には通算できることとなります。

2点目が、公的年金から個人住民税の特別徴収制度の見直しでございます。

この制度は、平成21年10月1日から一定の要件を満たす年金受給者の公的年金等からの住民税を徴収することができる制度でございます。10月、12月、2月を本徴収税額として、翌年4月、6月、8月を仮徴収税額としております。仮徴収税額は、次年度に納める税金でございますが、この仮算定税額を前年度分の本徴収税額から前年度分の公的年金に係る年金額の2分の1相当にする額といたしております。要は、平準化するという形になると思います。

続きまして、特別徴収対象年金所得者の便宜及び徴収の効率化を図るため、納税義務者が転出した場合においても、一定の要件のもとで特別徴収を継続できることになりました。

施行日につきましては、平成28年1月1日となりますが、公的年金からの特別徴収制度見直しは平成28年10月1日からでございます。

また、金融所得課税に係る特例の改正規定は平成29年1月1日からとなります。

以上、議案第19号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（出口治男君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 議長の許可をいただきましたので、議案第20号阿波市金清自然環境活用センターの設置及び管理に関する条例の全部改正についての補足説明をさせていただきます。

阿波市金清自然環境活用センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月10日、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、利用者の減少に伴い、経営の悪化並びに施設の老朽化に加え、徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の趣旨及び活断層に対する本市の基本方針に沿って総合的に検討した結果、今後も現施設は新たな方向性を見出し活用するものの、温泉、宿泊、宴会などの機能を廃止することといたしたいので、それに伴う現条例の全部改正を行うものであり、主な改正内容といたしましては、指定管理者の業務のうち、宿泊者への施設の提供、浴場施設の提供、飲食の提供を削除する、また休館日等を削除するものであります。

また、あわせて議案第16号と同様に、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、使用料の改正を行うものでございます。主な改正点といたしましては、会議室等の使用料を改正するものでございます。

施行日は、平成26年4月1日を予定しております。

以上、議案第20号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いをいたします。

○議長（出口治男君） 新居教育次長。

○教育次長（新居正和君） 議長の許可をいただきましたので、議案第21号について補足説明させていただきます。

議案第21号阿波市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について。

阿波市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

条例の概要でございますが、平成26年4月1日から給食センター調理等業務を民間委託することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、条例第5条に所長、学校栄養職員、調理員及び技師の職務に関する規定がありますが、民間委託に伴い、調理員及び技師の配置がなくなりますので本条を削除するものです。なお、職員の任務につきましては、阿波市学校給食共同調理場管理運営に関す

る細則にて規定されています。

施行日は、平成26年4月1日でございます。

以上で議案第21号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第22号の補足説明をさせていただきます。

議案第22号阿波市学校給食センター条例の制定について。

阿波市学校給食センター条例を次のように定める。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

条例の概要でございますが、この条例は給食センターが新設されることに伴い制定するものでございます。

主な内容でございますが、阿波市市場町切幡字古田に新学校給食センターの建設に伴い、阿波市学校給食共同調理場設置条例を廃止し、新たに阿波市学校給食センター条例を制定するものです。

第1条には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律30条の規定に基づき設置するとなっております。

第2条には、名称及び位置を、名称は阿波市学校給食センター、位置は阿波市市場町切幡字古田117番地1となっております。

第3条には業務に関して、第4条には職員に関して、第5条には運営委員会について、第6条には、この条例の施行について必要な事項は教育委員会規則で定めるとなっております。

附則では、この条例は平成26年9月1日から施行するとなっております。

以上、議案第22号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第23号の補足説明をさせていただきます。

議案第23号阿波市社会教育委員に関する条例の一部改正について。

阿波市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

概要でございますが、第3次地方分権一括法の施行により、社会教育法、昭和24年法律第207号の第15条及び第18条が改正され、社会教育委員の委嘱の基準に係る規定が削られ、当該基準は地方公共団体の条例に委任されることになりましたので、阿波市社会教育委員に関する条例（平成17年阿波市条例第82号）の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、また第2条を第3条としまして、第1条の次に委嘱の基準の第2条を明記するものでございます。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するとなっております。

以上、議案第23号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（出口治男君） 林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 正二君） 議長の許可をいただきましたので、議案第24号について補足説明させていただきます。

議案第24号阿波市一条地区幼保連携施設新築工事請負契約の締結について。

下記のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

契約の目的は、阿波市一条地区幼保連携施設新築工事。

契約の方法は、入札後、審査方式、一般競争入札。

契約の金額は、4億9,875万円。

契約の相手方は、佐々木建設・松島組阿波市一条地区幼保連携施設新築工事共同企業体。代表構成員は、徳島県阿波市吉野町柿原字原167番地、佐々木建設株式会社、取締役社長白川靖雄。構成員は、徳島県吉野川市鴨島町牛島1572番地1、株式会社松島組、代表取締役松島清照。

以上、議案第24号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（出口治男君） 出口庁舎建設局長。

○庁舎建設局長（出口芳博君） 議長の許可をいただきましたので、議案第25号阿波市新庁舎及び交流防災拠点施設建設工事変更請負契約の締結について補足説明をさせていただきます。

平成25年3月7日に議案第29号により議決を経て締結いたしました、阿波市新庁舎及び交流防災拠点施設建設工事請負契約の一部を次のように変更するため、議会の議決を求めるものであります。

変更する契約の内容といたしましては、契約金額43億9,740万円を44億2,5

87万9,600円に改めるものでございます。追加金額といたしましては2,847万9,600円となります。

変更の主な理由といたしましては、新庁舎及び交流防災拠点施設における免震装置の種類の変更及びそれに伴う装置下部分の基礎配筋の変更によるもの、また残土搬出先であります国土交通省が施行している築堤工事への適正な流用土とするために、場内において土の攪拌作業を新たに追加したこと等により経費を要したものでございます。

以上、議案第25号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（出口治男君） 新居教育次長。

○教育次長（新居正和君） 議長の許可をいただきましたので、議案第26号の補足説明をさせていただきます。

議案第26号阿波市学校給食センター建設工事変更請負契約の締結について。

平成25年6月28日、議案第40号により議決を経て締結した阿波市学校給食センター建設工事請負契約の一部を次のように変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

内容につきましては、契約金額13億1,040万円を13億3,521万8,400円に改めるものでございます。追加金額は2,481万8,400円でございます。

変更理由は、熱源機器など室外機置き場の基礎工事の追加及び排水処理施設に汚泥凝縮装置を追加、また残土運搬費の変更に経費を要したためでございます。

以上、議案第26号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（出口治男君） 田村建設部長。

○建設部長（田村 豊君） 議長の許可をいただきましたので、議案第27号と議案28号の補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第27号でございます。

議案第27号阿波市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により次のとおり阿波市道路線の認定について議決を求めるものでございます。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

今回路線の認定をお願いしておりますのは、道路新設改良工事等に伴いまして、新たに

市道として管理をしてまいりたい路線についてであります。路線については、路線認定一覧表のとおりでございます。

阿波町で岡地6号線ほか1路線、市場町で西原3号線ほか2路線、土成町で田中5号線ほか1路線、吉野町で岡ノ元5号線ほか3路線となっております。

以上が議案第27号の補足説明です。

続きまして、次のページでございます。

議案第28号の補足説明をさせていただきます。

議案第28号阿波市道路線の変更について、道路法第10条3項の規定により次のとおり阿波市道路線の変更について議決を求めるものでございます。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

このことにつきましては、現在市道として管理をいたします路線の起終点等の変更をお願いするものでございます。

路線につきましては、路線変更一覧表のとおり、吉野町の市道で北原4号線について、終点の地番を五条字北原531-1地先を五条字北原449-2地先に変更し、延長につきまして145メートルから208メートルに変更するものでございます。

以上で議案第27号と議案第28号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 議長の許可をいただきましたので、議案第29号についての補足説明をさせていただきます。

議案第29号徳島中央広域連合規約の変更について。

徳島中央広域連合の障害者自立支援審査会の名称を変更するため、地方自治法第291条の3第1項の規定により徳島中央広域連合規約を次のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

平成26年2月10日提出、阿波市長。

平成24年6月27日公布の障害者自立支援法の改正によりまして、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変更されたことに伴いまして、徳島中央広域連合規約の障害者自立支援審査会の名称を変更するものでございます。

改正内容については、規約第4条第4号及び第5条第4号中、障害者自立支援審査会を

障害支援区分認定審査会に改めます。また、別表中、障害者自立支援審査費を障害支援区分認定審査費に、また障害者自立支援審査会判定者数実績割を障害支援区分認定審査判定者数実績割に改めます。

施行日は、平成26年4月1日からとなっております。

以上、議案第29号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いをいたします。

○議長（出口治男君） 以上で説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了いたします。

次回の日程を報告します。

次回は、2月19日午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後0時10分 散会